令和９年度兵庫県北播磨県民局社総合庁舎事務用共通封筒広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に兵庫県北播磨県民局（以下「県民局」という。）社総合庁舎の各室・事務所が使用する事務用共通封筒（以下「社庁舎封筒」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定める。

（広告の仕様）

第２条　社庁舎封筒の仕様、広告の掲載位置、規格、掲載期間等は、別記のとおりとする。

（広告掲載権者の募集）

第３条　県民局は、社庁舎封筒に広告を掲載する権利を公募により決定した企業・団体に有償で付与する。

２　前項により決定する企業・団体（以下「広告掲載権者」という。）は、長形３号及び角形２号の２種類の社庁舎封筒を通じて１者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、広告掲載箇所を分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができるものとする。

３　広告掲載権者の募集は、兵庫県北播磨県民局ホームページに掲載すること等により行うものとする。

（広告掲載料）

第４条　広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形３号及び角形２号の２種類の封筒を合わせて13万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　広告掲載権者（第３条第２項ただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、令和９年４月２３日（金）までに、県民局が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。

３　既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県民局が認めるときはその全部又は一部を返還するものとする。

（申込み）

第５条　広告掲載を希望する企業・団体は、次の各号に掲げる書類を県民局に提出するものとする。

(1)　兵庫県北播磨県民局社総合庁舎事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第１号）

(2)　広告デザイン原稿（長形３号掲載用及び角形２号掲載用の２種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

(3)　企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

(4)　第６条第１号から第５号までの規定に該当しないことの誓約書（様式第２号）

２　第３条第２項ただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出するものとする。
３　第１項の申込みは、令和９年１月４日（月）から同月２０日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）に持参又は郵送（令和９年１月２０日（水）必着）により提出するものとする。
４　広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、企業・団体が負担する。

（広告掲載権者の要件）
第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。
(1)　兵庫県税について滞納がある者
(2)　兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
(3)　兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
(5)　暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団、第３号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
(6)　その他広告掲載権者として適当でないと県民局が認める者

（広告の掲載基準）
第７条　社庁舎封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載することができないものとする。
(1)　法令、規則等に反するもの
(2)　公序良俗に反するおそれがあるもの
(3)　第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
(4)　第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
(5)　政治的活動又は宗教的活動に関するもの
(6)　社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
(7)　誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
(8)　消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
(9)　当該広告内容を、兵庫県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
⑽　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
⑾　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業に関するもの
⑿　青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの

⑬　個人の氏名広告に当たるもの
⑭　求人広告に関するもの
⑮　その他掲載する広告として適当でないと県民局が認めるもの

（広告掲載権者の決定）
第８条　県民局は、応募のあった企業・団体のうち、第７条に規定する広告の掲載基準に合致し、かつ、第４条第１項に規定する広告掲載料の応募に係る最低制限価格以上で、最高の価格を提示した者を広告掲載権者に決定する。
２　最高価格の広告掲載料を提示した者が２者以上のときは、くじ引きにより決定する。くじは、当該広告掲載業務に関係のない県民局職員が引くものとする。
３　県民局は、第１項の決定において、適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことができる。
４　県民局は、結果を速やかに応募のあった企業・団体に通知するものとする。

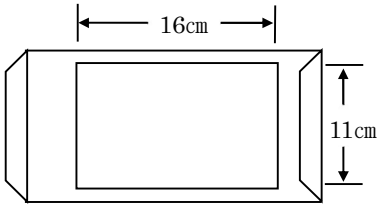
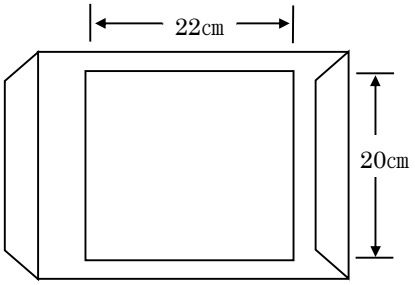
（契約の締結）
第９条　県民局は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と北播磨県民局社庁舎事務用共通封筒への広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（広告掲載権者の責務）
第10条　広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
２　広告掲載権者が第６条の規定に違反し、又は掲載する広告が第７条の規定に違反することが判明した場合は、県民局は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

（その他）
第11条　この要領に定めるもののほか、社庁舎封筒への広告掲載に関して必要な事項は、県民局が別に定める。

（別記）

１　社庁舎封筒の仕様等

<table>
<tr><td>封筒の種類</td><td>長形３号（定型）</td><td>角形２号（Ａ４判）</td></tr>
<tr><td>用紙</td><td>クラフト紙、サイド内貼り</td><td>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="3">広告掲載箇所</td><td>裏面（縦11㎝以内×横16㎝以内）</td><td>裏面（縦20㎝以内×横22㎝以内）</td></tr>
<tr><td>
</td><td>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告デザインは、２種類の封筒について同一のものでも可。</td></tr>
<tr><td>広告刷り色</td><td>黒１色</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">枠外に次の旨を表記する。
「(広告内容に関するお問合せ先）○○○○（広告主の名称・電話番号）
兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」</td></tr>
</table>

（参考）年間想定使用枚数

長形３号（定型）	角形２号（Ａ４判）
２７千枚	１４千枚

２　社庁舎封筒の主な使用先

県民局管内の市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

３　広告の掲載期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの期間において、県民局社総合庁舎の各室・事務所が使用する社庁舎封筒に掲載する。

なお、社庁舎封筒の在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

①　令和９年度において、前年度以前に調達した旧版の社庁舎封筒が使用される。

②　令和９年度用として調達した社庁舎封筒が、翌年度以降に使用される。